

京都市久我の杜生涯学習プラザ消防用設備等点検仕様書

1 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、点検の実施日時については、本市と協議の上で決定すること。

2 履行場所

京都市久我の杜生涯学習プラザ（京都市伏見区久我東町216）

3 業務内容

消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の点検および報告について、消防庁により規定された方法により適切に実施すること。

(1) 点検の実施

- ・ 「1 履行期間」において、総合点検を1回、機器点検を2回実施すること。
- ・ 総合点検（及び機器点検（1回目））は、契約締結日の翌日から令和8年9月30日までに実施すること。
- ・ 機器点検（2回目）は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までに実施すること。

(2) 点検の報告

- ・ 総合点検（及び機器点検（1回目））の実施後、消防用設備等点検結果報告書を作成し、京都市都市計画局住宅室住宅政策課へ確認の上、所轄消防署に提出すること。
- ・ 機器点検（2回目）の実施後、消防用設備等点検結果報告書を作成し、京都市都市計画局住宅室住宅政策課に提出すること。

(3) 消防用設備等の種類

種別		数	
消火器		4	
自動火災報知設備	感知器	差動式	9
		定温式	3
		煙感知器	4
	地区音響装置		1
	発信機		1
副受信機		1	
誘導灯		7	

※ 主受信機を本施設に隣接する久我のもり図書館の事務室に、副受信機を本施設の事務室に設けている。

4 その他の事項

- 業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。
- 本仕様書に記載のない事項については、その都度本市と協議すること。

<参考>令和7年度の点検状況

- ・総合点検（及び機器点検（1回目））：令和7年6月11日に実施
- ・機器点検（2回目）：令和7年12月26日に実施
- ※総合点検（及び機器点検（1回目））時に、所轄消防署へ消防用設備等点検結果報告書を提出